

## 現行の保育所運営費の使途範囲

- 現行制度においては、市町村から支弁された保育所運営費については、原則として、**人件費・管理費・事業費**に充てることとされており、以下の要件を満たした場合に、以下の範囲の費用に限り充当が認められている。  
 (「保育所運営費の経理等について」(平成12年児発第299号厚生省児童家庭局長通知))

### 最低基準の遵守など適正な運営に関する一定の基準を満たす場合

- (1) 人件費・管理費・事業費の各区分に関わらず、当該保育所のそれぞれの費用に充当可。  
 (2) 次年度以降の当該保育所の経費に充てるための①人件費積立預金、②修繕積立預金、③備品等購入積立預金に充当可。

### さらに、延長保育、一時預かり、低年齢児の積極的受入れ等の一定の事業を行う場合

- 民間施設給与等改善費の加算額に相当する額の範囲内で、同一設置者が設置する保育所の  
 (1)施設設備の整備、修繕等に要する経費、(2)保育所の土地建物の賃借料、(3)これらのための借入金の償還等のための支出に充当可。

### さらに、第三者評価の受審・結果の公表等の一定の質向上に関する要件を満たす場合

- 民間施設給与等改善費の加算額に相当する額の範囲内で、同一設置者が運営する他の社会福祉施設等に係る施設設備の整備、修繕等に要する経費、土地・建物の賃借料、及びこれらのための借入金の償還等のための支出、租税公課  
 ○ 運営費の3か月分の範囲内で、同一設置者が設置する  
 (1) 保育所に係る施設設備の整備、修繕等に要する経費、土地・建物の賃借料、及びこれらのための借入金の償還等のための支出、租税公課  
 (2) 他の子育て支援事業(一時預かり等)の施設設備の整備・修繕等に要する経費、及びこれらのための借入金の償還等のための支出

※当該保育所を設置する法人本部の運営経費へ充当するためには、さらに、前期末支払資金残高の取り崩しについて、市町村(社会福祉法人の場合は理事会)の承認を得て、運営に支障が生じない範囲内において行う必要がある。

37

## 現行の保育サービスの必要性の判断基準

### (「保育に欠ける」判断の仕組み①—政令による基準)

- 市町村が、保育の実施義務を負う対象である「保育に欠ける」児童であるか否かの判断については、「政令で定める基準」に従い、「条例で定める事由」によることとされている。

- 「政令で定める基準」としては、  
 以下のいずれかに該当  
 +  
 保護者と同居親族等が児童の保育ができない場合とされている。

#### 《保護者の置かれている状況に関する要件》

- ① 昼間労働することを常態  
 ② 同居親族の介護

#### 《保護者の心身の状況に関する要件》

- ③ 妊娠中又は出産直後  
 ④ 疾病、負傷、又は心身の障害

#### 《その他》

- ⑤ 災害復旧時  
 ⑥ その他(「前各号に類する状態」)

### ◎ 児童福祉法施行令(昭和22年法律第164号)

第二十七条 法第二十四条第一項の規定による保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- 一 昼間労働することを常態としていること。  
 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。  
 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。  
 四 同居の親族を常時介護していること。  
 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たつていること。  
 六 前各号に類する状態にあること。

38

「保育に欠ける」判断の仕組み②—条例による基準

○ 各市町村においては、「政令で定める基準」に従い、「条例で定める」事由により、「保育に欠ける」児童であるか否かを判断するが、政令とほぼ同内容の条例準則のほか、以下の事項について、個別に通知で解釈を提示している。

- ① 求職中でも入所申込みが可能【平成12年通知】
- ② 下の子の育児休業取得に際しての上の子の取扱いについては、次年度に小学校入学であるなど「入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合」、「発達上環境の変化が好ましくない場合」は、継続入所で差し支えない。【平成14年通知】
- ③ 母子家庭及び父子家庭については、優先的に取扱うこと。【平成15年通知】※「母子及び寡婦福祉法」で規定
- ④ 虐待防止の観点から、保育の実施が必要な児童については、優先的に取扱うこと。【平成16年通知】※「児童虐待の防止に関する法律」で規定

○ 実際の判断基準となる各市町村の条例を見ると、おおむね以下の傾向が見られる。

《都市部(待機児童の多い市町村)》

- ・ 相対的に詳細かつ厳格な内容。
- ・ ①政令各号で明記する事由(就労/妊娠・出産/(養育者の)疾病・障害/同居親族介護)により基本的な優先度を決定し、②同優先ランク内の調整指数として、その他の事由(母子家庭、虐待等)を用いる構造となっているところが多い。

《その他(待機児童の少ない市町村)》

- ・ 相対的に大括りで幅広く認めることが可能な内容
- ・ 政令各号で明記されていない事由(母子家庭、虐待等)については、条例においても明記されていないところが多い。

39

入所基準(条例)の実例①(神奈川県横浜市)

《人口365万人(平成20年9月1日現在)、待機児童707人(平成20年4月1日現在)》

5 保育所の入所選考基準

基準の考え方	その他の世帯状況
＊ランクは、A B C D E F Gの順に入所の順位が高いものとします。 ＊お父さん、お母さんが同じランクの場合は、順位の低いランクを適用します。 ＊同居しているお父さんが65歳未満の場合、保育可能な方のみならず、その場合、保育できない事を証明する診断書等も提出することが必要です。 ＊障害児・児童福祉の観点から保育に欠ける児童については、この選考基準を別に別途に適用します。 ＊選考に当たっては、保育が必要な理由の下記の「ランク表」に基づきA～Gの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育に欠ける程度を判断し、入所承認の順位を判断します。	【ランクアップ項目】 ①から⑧は各項目1ランクずつ、⑨は2ランク、最高で2ランクまでアップします。 ※表2に⑨のみと世帯等が適用される場合は⑨が適用される場合があります。
1 居宅外労働(外勤、居宅外自営) 月20日以上かつ1日8時間以上、働いている。 月16日以上かつ1日7時間以上、働いている。 月16日以上かつ1日4時間以上かつ勤務未済、働いている。 月16日以上かつ1日7時間以上の仕事に内定している。 月16日以上かつ1日4時間以上かつ勤務未済の仕事に内定している。	①ひとり親世帯等 ②生活保護世帯 ③生活中心者の失業 ④労働者派遣・児童養育施設等 ⑤保育士・認可外保育施設等の卒園児(卒園後に育児休業中または保育所に申込みをする場合を含む)
2 居宅内労働(内勤、居宅内自営) 月20日以上かつ1日8時間以上、働いている。 月16日以上かつ1日7時間以上、働いている。 月16日以上かつ1日4時間以上かつ勤務未済、働いている。 月16日以上かつ1日7時間以上の仕事に内定している。 月16日以上かつ1日4時間以上かつ勤務未済の仕事に内定している。	⑥ひとり親世帯以外 ⑦市外に転居し、再入所する場合
3 産前産後 ⑧お母さんが出産又は出産予定日の前後各8週間(産後)にあって、出産の準備又は休養を要する。 ⑨入院または入院に相当する必要や安静を要する自宅療養で常に申し込んでいる場合。 ⑩産後2週間以内、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合。 ⑪産後4週間以内、1日4時間、週4日以上の上記が必要で保育が困難な場合。	【同一ランクで重なる場合の基準】 同一ランクで重なる場合は以下の状況を調整指数により選考します。(表面参照)
4 ⑫ 心身の障害 身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、発達の遅延(発達障害)の交付を受けていて、保育が困難な場合。 身体障害者手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合。 身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合。	①市内在住 ②保育の代替手段(子育て支援者となる同居親族の有無など)
5 親族の介護 ⑬居宅・専ら居宅で(親)の介護や入院・通院・通所の手続きのため、週4日以上かつ1日7時間以上かつ勤務未済の保育が困難な場合。 ⑭病人や障害者(児)の介護や入院・通院・通所の手続きのため、週4日以上かつ1日7時間以上かつ勤務未済の保育が困難な場合。 ⑮認知症、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の滞在に当たっている。	③世帯の状況 ④就労状況 ⑤ひとり親世帯等 ⑥ひとり親世帯以外 ⑦市外に転居し、再入所する場合
6 子供の習い事 ⑯習い事に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学などに送っている。	⑧ひとり親世帯等 ⑨きょうだいの状況 ⑩きょうだいの同一施設入所や多子世帯など
7 通学 ⑰就学中(入所期間は3か月まで、その期間内に就職しないと退所になります。)	⑪調剤服用者 ⑫調剤服用者
8 求職中 ⑱ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立の途程が望まれると福祉保健センター長が判断した場合。(求職中の入所期間は3か月まで、その期間内に就職しないと退所になります。)	⑬～⑰は優先順位ではありません。
9 ひとり親世帯等 ⑲児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育に欠ける緊急度が高いと判断した場合。	⑱～⑲は優先順位ではありません。
10 その他 (※1) お父さん、お母さんがいない場合は、その他の保護者。 (※2) Aランクかつ2ランクアップ相当として適用します。	⑳(※2)

6 入所選考基準が同一ランクでの調整指数一覧表

(平成20年1月現在)

内容	調整指数	備考
申請児童を65歳未満の積極に預けている	-1	
転勤(転居を伴う場合及びきょうだい同時入所のためは除く、認定こども園からの転居も含む)	-1	
認可保育施設、認定保育施設、認可外保育施設等の卒園児(卒園後に育児休業中かつ保育所に申込みする場合は除く)	3	卒園短時間保育のある場合に限り適用します。
申請児童が(認可保育施設、認定保育施設、認可外保育施設等の卒園児)以外の有償で預けている(一時保育のみの利用は含まない)	2	申請期間中に預けられる場合、左記のうち主たるものを1項目のみを適用します。
申請児童を認可保育施設、認定保育施設に預けている(一時保育のみの利用は含まない)	1	
児童を預養で預けている	-1	
児童が危険を伴う状態に在る	1	
保育の代替手段に関して、上記以外の場合	0	
保育者が身体障害者手帳1-2級、療育の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳1-2級等の交付を受けている場合またはそれと同程度の障害があると認められる心身障害者の場合	2	元のランクの調整指数が「必要の調整」のときは加算しません。
保育者が身体障害者手帳3級以下で保育に著しく負担がかかる場合	1	
同居親族内に身体障害者・療育の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて介護している場合(当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く)	1	元のランクの調整指数が「親族の介護」のときは加算しません。
同居親族内に要介護1以上の認定者がいて介護している場合(在宅介護に限る)	1	
市外在住	-8	
単身赴任	1	
転勤に復職を伴う空閑勤務である世帯	1	
居宅外自営であるが、配偶者が自宅に併設している	-1	
勤務実績が1か月未満である世帯	-1	
ひとり親世帯等	3	
ひとり親世帯で65歳未満の同居親族がいる場合	3	
ひとり親世帯で65歳未満の同居親族がいる場合	1	
元のランクが「9、ひとり親世帯等」で就労内定の場合	-2	上2行の合計と重複して適用されます。
元のランクが「9、ひとり親世帯等」で求職中の場合	-7	
既にきょうだいが入所している場合(きょうだいの同一施設入所を希望する場合は除く)	2	
既にきょうだいが入所している場合、又はきょうだいが同時に申込みをした場合	1	

＜同一ランク・同一調整指数で重なる場合の選考＞

※同一ランク・同一調整指数で重なる場合は、以下の順に考慮して選考します。

1	類型別の優先順位(4～6の順) ①(災害) ②(疾病・障害) ③(居宅外労働) ④(介護) ⑤ひとり親世帯 ⑥(居宅内労働) ⑦(産前産後)
2	親類のうち一方が復職を伴う空閑勤務である世帯
3	精神的・身体的療養力の強さ
4	保育の意思の有無
5	保育している小学生以下の子どもの人数が多い世帯
6	経済的状況(所得等)がよい世帯 ただし、4月1日入所は、前年の所得で判定する場合もありません。 勤務先からの交付が間に合わない等のやむを得ない場合を除き、証明がある者が優先

40

# 入所基準(条例)の実例②(山口県山口市)

## 《人口19.1万人(平成20年9月1日現在)》

### ○山口市保育の実施に関する条例 (平成17年条例第95号)

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項の規定に基づき、保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(保育の実施基準)

第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- (1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- (3) 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。

- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の家族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 市長が認める前各号に類する状態にあること。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、申込手続その他保育の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(資料)山口市例規集より抜粋 41

# 入所基準(条例)の実例③(福井県小浜市)

## 《人口3.2万人(平成20年8月1日現在)》

別表

保育園入園選考点数表

社会福祉課

類型	種別	目		点数	必要書類
		1	2		
家庭外労働	週以上用日の者	8時間以上	10	①前年度源泉徴収票 (確定申告をした時はその写し) ②①より勤務先が確認できない時は勤務証明書	
		5時間以上	7		
		3時間以上	5		
		3時間未満	3		
		1年以上	9		
		5年以上	6		
		5年以上	3		
		10年以上	4		
		従事者	10		①白営業等就労証明書 (2名以上、従事の場合は主たる従事者の1/2)
		従事者	8		
3人以上者	5				
家族従事者	5				
4時間以上	3				
4時間未満	2				
内職	3				
内職	2				
内職	2				
内職	2				
家庭内労働	自営業	従事者	10	①前年度源泉徴収票 (確定申告をした時はその写し) ②自営業等就労証明書	
		従事者	8		
		3人以上者	5		
		家族従事者	5		
		4時間以上	3		
		4時間未満	2		
		内職	3		
		内職	2		
		内職	2		
		内職	2		
保護者疾病等	入院	1か月以上	10	①母子手帳の写し	
		1か月未満	7		
		週3回以上	7		
		週3回未満	5		
		育児不能の時	10		
		常時寝たきり	10		
		その他	1		
		1級・2級	10		
		3級	7		
		4級以下	5		
病入の有様等	入院付添	1ヶ月以上	10	①身体障害者手帳・療育手帳の写し または医師の診断書 ②身体障害者手帳・療育手帳の写し または医師の診断書	
		1ヶ月未満	7		
		週3回以上	5		
		週3回未満	2		
		常時寝たきり	10		
		障害者介護	8		
		障害者介護	8		
		高齢者介護	8		
		その他	2		
		その他	2		
災害復興	災害・風水害・地震など	被災状況証明するもの	10	①災害状況証明するもの ②在学証明書・学生書 ③受託証明書または状況を証するもの	
		在学証明書・学生書	10		
		受託証明書または状況を証するもの	1		
		75才以上	8		
		70才以上	6		
		高年齢者	8		
		高年齢者	6		
		75才以上	8		
		70才以上	6		
		高年齢者	8		
高年齢者	6				
その他	その他	日本での生活が長く保育が困難な時	7	①民生委員さんの証明	
		日本での生活が長く保育が困難な時	7	①民生委員さんの証明	
		日本での生活が長く保育が困難な時	7	①民生委員さんの証明	
		日本での生活が長く保育が困難な時	7	①民生委員さんの証明	
		日本での生活が長く保育が困難な時	7	①民生委員さんの証明	
		日本での生活が長く保育が困難な時	7	①民生委員さんの証明	
		日本での生活が長く保育が困難な時	7	①民生委員さんの証明	
		日本での生活が長く保育が困難な時	7	①民生委員さんの証明	
		日本での生活が長く保育が困難な時	7	①民生委員さんの証明	
		日本での生活が長く保育が困難な時	7	①民生委員さんの証明	

## 保育の質を支える仕組み

### 保育内容

- 保育所保育指針(ガイドライン)  
(保育の目標、ねらい・内容、保育計画、健康・安全等)

### 保育環境

- 児童福祉施設最低基準  
(職員配置、施設設備等)

### 職員

- 保育士資格  
(指定保育士養成施設(2年以上)の卒業又は国家試験合格)
- 保育士の研修

### 監査、評価

- 都道府県による監査
- 第三者評価(保育内容・方法、保育所の運営管理等)

43

## 保育の質の向上のための取組について

### 1 保育所保育指針の改定(平成21年4月1日施行)

- 子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化する中で、保育所に期待される役割が深化・拡大していることを踏まえ、子どもの保育や保護者への支援等を通じて適切にその役割や機能を発揮できるよう、保育の内容の質を高める観点から、保育所保育指針の改定を行い、これを推進する。

### 2 「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」(平成20年3月28日公表)の推進

- 「新待機児童ゼロ作戦」において、「国及び地方公共団体において、保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定し、質の向上のための保育所の取組を支援する」とこととされた。
- これを受けて、今般、国として、保育の質の向上に資する保育所における各種の取組を支援する観点から、国が取り組む施策及び地方公共団体が取り組むことが望まれる施策に関する総合的なアクションプログラムを策定し、推進しているところ。

### 3 保育所の施設設備に関する最低基準の見直し

- 保育所の最低基準における面積基準については、「制定以来ほとんど改正されておらず、中には明確な科学的な根拠がないままに長年適用されてしまっているものも少なくない」との指摘を受けているところ。
- そこで、機能面に着目した保育所の空間・環境に係る科学的・実証的な検証を平成20年度に行うこととし、この結果を受けて、保育所の施設設備に関する最低基準を見直すこととしている。

### 4 保育士の確保方策の推進

#### 1 保育士の再就職支援事業(来年度予算概算要求事項)

- (1) 保育士の需給状況等に関する調査研究  
今後の保育士の需給状況に関する調査研究を行うとともに、保育士資格を取得しながら就労していない保育士に対して、今後の就労意欲等の調査、再就職に際する問題点等を分析する。
- (2) 保育士の再就職支援研修等  
大都市圏(東京・愛知・大阪)に設置する「福祉人材ハローワーク(仮称)」において、福祉人材確保対策の一環として、保育士資格保有者である求職者の再就職支援のために、きめ細やかな職業相談・職業紹介、再就職支援研修をモデル事業として行う。

#### 2 幼稚園教諭免許所持者の保育士資格取得の推進

幼稚園教諭免許取得者が保育士資格を取得するには、指定保育士養成施設を卒業するか、保育士試験に合格することが必要であったが、これに加えて、保育士資格を取得するために足りない単位を別途取得できるようにすることを検討する。

44

# 児童福祉施設最低基準

○ 保育所は、乳幼児が1日の生活時間の大半を過ごすところであり、その保育サービスの質を確保する観点から、国として児童福祉施設最低基準を定めている。

## [主な内容]

### <職員配置基準>

・ 保育士

0歳児	3人に保育士1人 (3:1)	1・2歳児	6:1
3歳児	20:1	4歳以上児	30:1

※ただし、保育士は最低2名以上配置

・ 保育士の他、嘱託医及び調理員は必置 ※ 調理業務を全て委託する場合は、調理員を置かなくても可

### <設備の基準>

・ 0、1歳児を入所させる保育所：乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所  
→ 乳児室の面積：1.65㎡以上/人 ほふく室の面積：3.3㎡以上/人

・ 2歳以上児を入所させる保育所：保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所

※屋外遊戯場については公園等の付近の代替施設でも可

→ 保育室又は遊戯室の面積：1.98㎡以上/人 屋外遊戯場の面積：3.3㎡以上/人

保育所保育士配置基準

	乳児	1歳	2歳	3歳	4歳以上
中央児童福祉審議会の意見具申 (昭和三十七年度)	3:1		6:1	20:1	30:1
23~26年度	10:1			30:1	
27~36	10:1		(10:1)	30:1	
37・38	10:1 (9:1)			30:1	
39	8:1		9:1	30:1	
40		8:1		30:1	
41		(7:1)		30:1	
42		6:1		30:1	
43		6:1		(25:1)	30:1
44~平成9	(3:1)	6:1		20:1	30:1
平成10~	3:1	6:1		20:1	30:1
休憩保育士	(1人)				
主任保育士代替保育士	(1人)				

(注) 1. 配置基準は、最低基準による。  
2. ( )内は、保育所運営費上あるいは他の補助金による配置基準等である。

国名	職員配置	施設・設備
日本	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1  保育者は有資格者のみ	○2歳児未満 乳児室（1人1.65㎡） ほふく室（1人3.3㎡） 医務室、調理室、便所 ○2歳以上児 ほふく室又は遊戯室（1人1.98㎡） 屋外遊戯室（1人3.3㎡）、 調理室、便所、保育用具
アメリカ	○各州まちまち	○各州まちまち
フランス	○所長及び保育職員の半数以上は乳幼児専門の資格者（集団保育所）	
イギリス	○公立保育所 1:1～6:1（年齢による） ○私立保育所 0～2歳児 3:1 2～3歳児 4:1 3～5歳児 8:1 保育職員の半数以上は有資格者	○児童一人当たりの面積 0～2歳未満児 3.5㎡ 2歳児 2.5㎡ 3歳児以上 2.3㎡
スウェーデン	○プレスクール 通常、15名～20名の年齢混合のグループに3名の保育者（うち2名は有資格者）	○プレスクール 少なくとも4種類の部屋（食堂兼作業室、遊戯室、絵画木工室、小遊戯室）
ニュージーランド	○全日保育（少なくとも1名が有資格者） 2歳未満児 5:1 2歳以上児（※） 1～6名に保育者1名 7～20名に保育者2名 21～30名に保育者3名 31～40名に保育者4名 41～50名に保育者5名 2歳未満児・以上児混合 1～3名に保育者1名 4名以上の場合は、※と同様	○全日保育、半日保育 遊びに使えない場所を除いた空間 1人2.5㎡ 屋外遊戯場（1人5㎡）

## 保育所保育士の養成、研修等の現状

### 保育士養成

- 指定保育士養成施設(544か所)  
(大学、短大、専修学校等での所定の課程(2年以上)の履修)  
又は
- 保育士試験(都道府県が実施)に合格  
資格取得者 約49,000人(年間)

### 職員の資質向上

- 職員:知識技能の修得、維持向上の努力義務
- 施設:研修の機会の確保義務  
保育所内での研修のほか、保育団体、地方公共団体主催の研修会に参加

### 保育所勤務の保育士数(常勤換算)

306,253人(うち非常勤28,179人)  
社会福祉施設等調査(H17年)

### 保育士養成課程(概要)

- 保育の本質・目的（社会福祉、社会福祉援助技術、児童福祉、保育原理、養護原理、教育原理）
  - 保育の対象（発達心理学、教育心理学、小児保健、小児栄養、精神保健、家族援助論）
  - 保育の内容・方法（保育内容、乳児保育、障害児保育、養護内容）
  - 基礎技能 ○保育実習 ○総合演習
- 計68単位以上

## 保育士の平均年齢、勤続年数及び平均賃金等について

- 保育士は、全産業と比較して、女性労働者の比率が高く、勤続年数は短い。
- また、きまって支給する現金給与額も、全産業と比較して低く、その待遇は、現在においても介護職員と近い状況にある。

	男				女			
	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額
全産業	68.8%	41.8歳	13.5年	372.7千円	31.2%	39.1歳	8.8年	238.6千円
保育士	4.2%	29.2歳	5.0年	229.2千円	95.8%	32.9歳	7.7年	217.9千円
福祉施設介護員	29.2%	33.2歳	4.9年	227.1千円	70.8%	37.2歳	5.3年	206.4千円
ホームヘルパー	15.2%	37.6歳	3.9年	230.6千円	84.8%	44.7歳	4.5年	197.0千円

(資料出所) 平成18年賃金構造基本統計調査

(参考) 勤続年数等に応じた運営費の加算について

### 1 主任保育士の加算

主任保育士の選任加算費を必要とするものと認定された場合には、一定額を加算する

### 2 民間施設給与等改善費の承認

職員1人当たりの平均勤続年数を基礎に加算率を適用した運営費を支給する。

※ 職員1人当たりの平均勤続年数	10年以上	12%加算
	7年以上10年未満	10%加算
	4年以上7年未満	8%加算
	4年未満	4%加算

49

## 認可外保育施設に関連する現行制度

### (認可外保育施設の類型)

- 認可外保育施設とは、児童福祉法に基づく都道府県知事の認可を受けていない保育施設全般をさしており、以下のような類型に区分することがある。
  - (1) 事業所内保育施設 (ex: 院内保育施設等)
  - (2) ベビーホテル(※①夜8時以降の保育、②宿泊を伴う保育、③利用児童の半数以上が一時的利用、のいずれかに該当する施設)
  - (3) その他
- こうした認可外保育施設の中には、自治体独自の基準による補助を受けている施設もある。  
(ex: 東京都認証保育所や横浜保育室等のいわゆる「自治体単独保育室」)
- また、認定こども園の中には、保育所部分について認可を受けていない類型(幼稚園型又は地方裁量型)があり、これらの保育所部分についても、認可外保育施設の一類型である。

### (認可基準・定員規模)

- 現行制度においては、認可保育所に対して児童福祉施設最低基準の遵守を求めており、同基準を満たさなければ、認可は行われない。(※児童福祉施設最低基準 → P4)  
※ 一方で、保育所認可には、都道府県知事の裁量が比較的広く認められており、必要な客観基準を満たす場合であっても、認可されないことはあり得る。(→※第13回(10/6)の課題)
- また、認可保育所の定員規模は、60人以上を原則。都市部の要保育児童が多い地区で低年齢時を一定割合以上受け入れる場合や、過疎地域など一定の要件を満たす場合に、例外的に20人まで定員規模を引き下げ。

50

**(認可外保育施設に対する指導監督)**

- 認可外保育施設に対しても、制度上、設置の(事後)届出義務が課せられており(※)、都道府県知事による指導監督・勧告・公表・事業停止命令の対象となる。(※認可外保育施設指導監督基準 → P4)  
※事業所内保育施設など一部、届出対象外の施設有り。

**(認可外保育施設に対する財政措置)**

- 現行制度においては、認可保育所における保育の実施費用のみ、市町村の支弁義務がかかっており、認可外保育施設に対しては、認可保育所への移行を支援する一部の補助金や、事業所内保育施設に対する助成金を除き、制度的な公費投入はなく、各自治体が独自に支援するか否かに委ねられている。(※認可保育所への移行支援に係る補助制度・事業所内保育施設に対する助成制度 → P5)

(参考)

**児童福祉施設最低基準と認可外保育施設指導監督基準**

項目	児童福祉施設最低基準(保育所)	認可外保育施設指導監督基準
職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>配置基準(児童) : (保育士)</li> <li>0歳児 3 : 1</li> <li>1・2歳児 6 : 1</li> <li>3歳児 20 : 1</li> <li>4歳以上児 30 : 1</li> <li>保育士のみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主たる保育時間11時間については、最低基準に規定する数以上、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上の配置が必要</li> <li>保育者の3分の1以上が保育士又は看護婦資格が必要</li> </ul>
設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2歳未満                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳児室 1.65㎡/人</li> <li>・ はふく室 3.3㎡/人</li> <li>・ 医務室、調理室、便所</li> </ul> </li> <li>○2歳以上                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育室又は遊戯室 1.98㎡/人</li> <li>・ 屋外遊戯場 3.3㎡/人</li> <li>・ 調理室、便所</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育室 1.65㎡/人</li> <li>・ 調理室、便所</li> </ul>
非常災害に対する処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火用具、非常口等の設置</li> <li>・ 定期的な訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火用具、非常口等の設置</li> <li>・ 定期的な訓練の実施</li> </ul>
保育室等を2階以上に設ける場合の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転落防止設備</li> <li>○保育室等を2階に設ける場合                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐火建築物又は準耐火建築物</li> <li>・ 屋外階段、屋内特別避難階段(建築基準法施行令第123条第3項)等による2方向避難経路</li> </ul> </li> <li>○保育室等を3階以上に設ける場合                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐火建築物</li> <li>・ 屋外階段、特別避難階段等による2方向避難経路(4階以上の場合は屋外避難階段を必要)</li> <li>・ 調理室の防火区画(自動消火装置等が設置されている場合の特例あり)</li> <li>・ 非常警報器具</li> <li>・ カーテン等の防火処理</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転落防止設備</li> <li>○保育室等を2階に設ける場合                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐火建築物又は準耐火建築物</li> <li>・ 屋外階段、屋内特別避難階段(建築基準法施行令第123条第3項)等による2方向避難経路</li> </ul> </li> <li>○保育室等を3階以上に設ける場合                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐火建築物</li> <li>・ 屋外階段、特別避難階段等による2方向避難経路(4階以上の場合は屋外避難階段を必要)</li> <li>・ 調理室の防火区画(自動消火装置等が設置されている場合の特例あり)</li> <li>・ 非常警報器具</li> <li>・ カーテン等の防火処理</li> </ul> </li> </ul>
児童の処遇	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育の内容                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び、昼寝</li> <li>・ 保護者との連絡</li> </ul> </li> <li>○給食                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要な栄養量を含む</li> <li>・ 服立の作成</li> </ul> </li> <li>○健康診断の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 保育所保育指針に準じる。</li> </ul>

(注) 認可外保育施設指導監督基準は、劣悪な認可外保育施設を排除するためのものであり、当該基準に適合する認可外保育施設であっても保育所の児童福祉施設最低基準を満たすことが望ましい。

(参考)

**認可外保育施設の認可化移行支援に係る補助制度**

- 認可化移行促進事業 (19年度予算額 200万円 → 20年度予算案 130万円) (20年度)
- ・ 移行促進事業 20か所 @200万円 補助率1/3

一定水準の質のサービスを提供する認可外保育施設の認可化に当たり、市町村が保育士を当該施設に派遣して、保育内容の指導を行うなど、認可保育所への移行準備を支援する。平成17年度より環境改善事業は保育環境改善事業へ統合。

- 認可外保育施設の衛生・安全対策 (19年度予算額 230万円 → 20年度予算案 230万円)

認可外保育施設に従事する職員に対しても健康診断を行うことにより、受診の促進を図る。平成19年度より放課後児童等衛生事業からの認可外保育施設分を分離予定。

- 保育所体験特別事業 (19年度予算額 300万円 → 20年度予算案 300万円)

(19年度) (20年度)  
900事業 → 900事業 補助率1/3

ベビーホテル等を利用する親子等に保育所を開放し、児童の発達状況のチェック、親への相談、助言などを実施。

- 保育従事者研修事業 (19年度予算額 530万円 → 20年度予算案 490万円)

(19年度) (20年度)  
開催回数 98回 → 99回

補助率 定額

認可外保育施設の施設長や保育従事者を対象とした研修の実施。



# 事業所内保育施設に係る助成制度について

平成20年度

平成21年度(予算要求中)

利用者は、原則として、その雇用する労働者

事業所外利用者がある場合、事業所の雇用労働者の利用者数を上回らないこと。

利用者要件の緩和を検討。

## ・設置費

対象費用: 建築費等

助成限度額: 2,300万円

助成率: 大企業1/2 中小企業2/3

## ・増築費

対象費用: 増築費等

助成限度額:

増築 1,150万円 建替え 2,300万円

助成率: 1/2

## ・保育遊具等購入費

助成限度額: 40万円

## ・運営費

対象費用: 運営に係る費用(人件費等)

助成率: 大企業1/2 中小企業2/3

支給期間: 5年間

## ・設置費

20年度と同様

## ・増築費

20年度と同様

## ・保育遊具等購入費

20年度と同様

## ・運営費

対象費用: 運営に係る費用(人件費等)

助成率:

5年目まで 大企業1/2 中小企業2/3

6年目以降 1/3

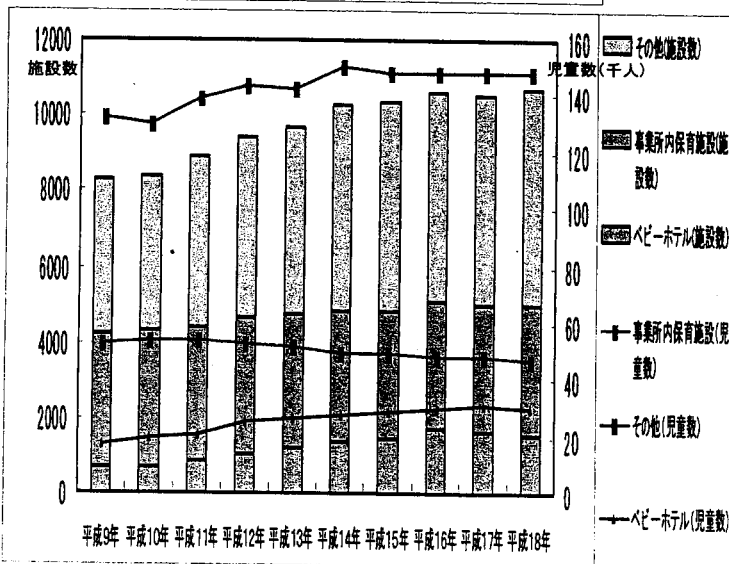
支給期間: 10年間

53

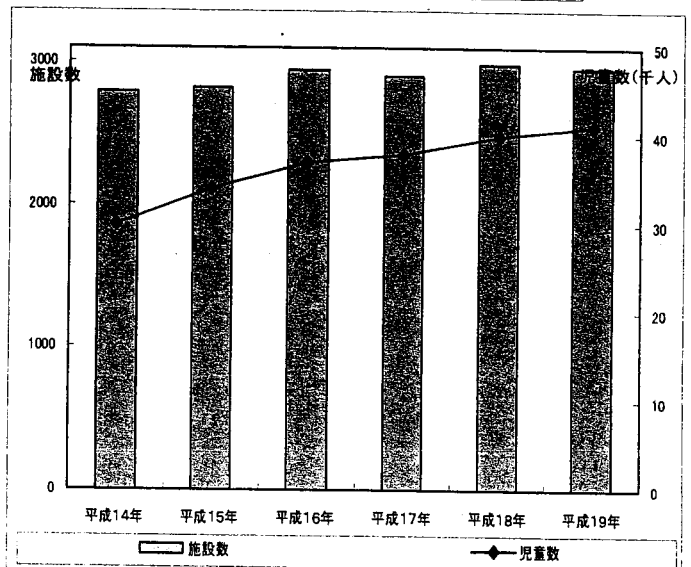
## 認可外保育施設数・利用児童数の推移

- 認可外保育施設数は約1万箇所、利用児童数は約23万人。認可保育所数の約1/2、利用児童数で約1割を占める。
- 利用児童数の近年の推移をみると、事業所内保育施設は減少傾向、ベビーホテルは増加傾向にあるが、全体としては横ばい傾向にある。
- そのうち、自治体独自の補助を受けるいわゆる「自治体単独保育室」の利用児童数は増加傾向にある。

認可外保育施設・利用児童数の推移



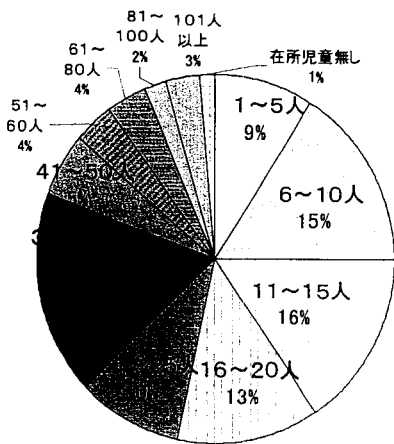
うち自治体単独保育室の推移



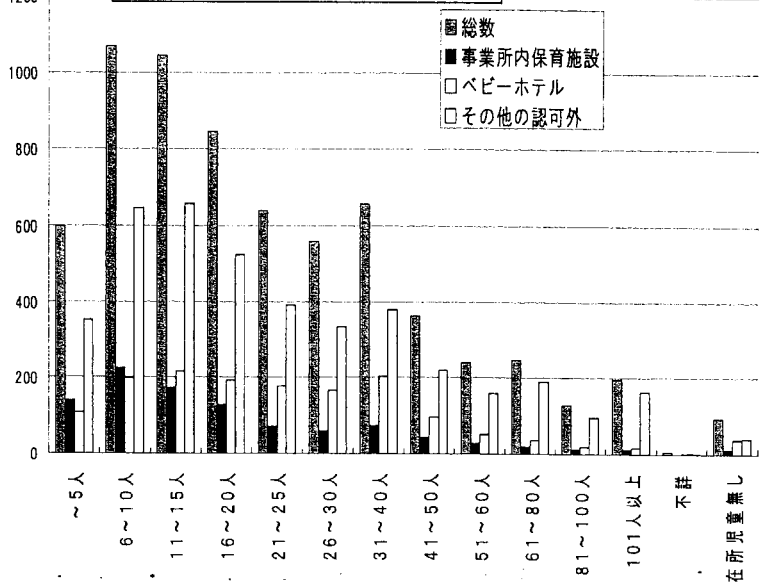
# 認可外保育施設の規模

- 認可外保育施設の在所児童数を見ると、20人以下が53%を占めている。
- 認可保育所の原則的な定員である60人超の規模は1割に満たない。

認可外保育施設の在所児童数規模別の構成比



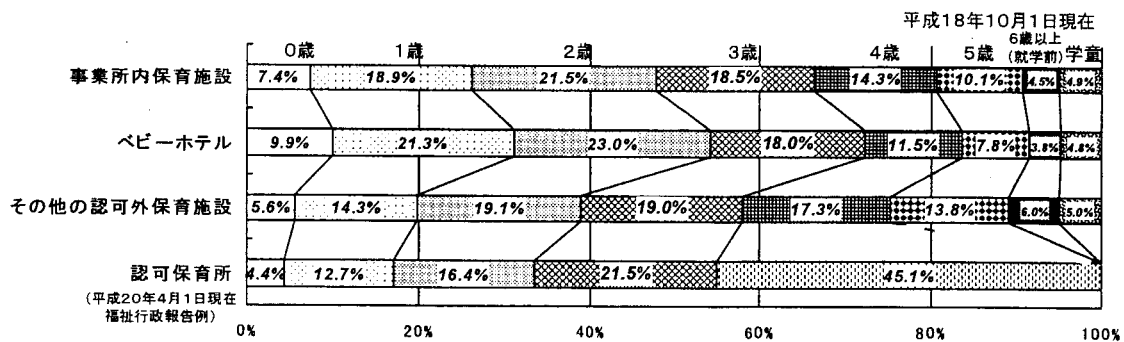
認可外保育施設の在所児童数規模別の分布



(資料)平成18年地域児童福祉事業等調査報告を特別に集計したもの

# 認可外保育施設の年齢別入所児童数

- 認可外保育施設の年齢別入所児童数を見ると、認可保育所に比べ、ベビーホテルを中心に低年齢時の割合が高い。



# 認可外保育施設の設置主体

- 認可外保育施設の設置主体を見ると、全体としては、約6割が個人、約2割が企業となっている。

施設の類型別設置主体の状況

	総数			事業所内保育施設			ベビーホテル			その他の認可外保育施設		
	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減
	各年10月1日現在											
総数	100.0	100.0	...	100.0	100.0	...	100.0	100.0	...	100.0	100.0	...
個人	56.3	58.1	△ 1.7	22.7	4.0	18.8	46.4	53.9	△ 7.5	68.1	71.3	△ 3.2
会社	26.1	23.5	2.5	40.2	51.1	△ 10.9	45.8	37.3	8.5	15.4	13.0	2.4
任意団体	3.7	5.4	△ 1.7	2.3	2.5	△ 0.2	1.6	2.9	△ 1.3	4.8	6.8	△ 2.0
その他	13.9	13.1	0.9	34.8	42.5	△ 7.7	6.2	5.8	0.4	11.7	8.9	2.8

(資料)厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成18年)